

一般社団法人美しい伊豆創造センター会員入会基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人美しい伊豆創造センター（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の会員の入会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 この法人の会員は、下記の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、この法人を援助するために入会した法人又は団体
- (3) 協力会員 この法人の目的に賛同して、事業活動に協力するために入会した非営利活動を目的とした法人又は団体

(入会)

第3条 この法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 この法人への入会の許否は、次に掲げる基準を基に理事会で決定する。

- (1) この法人の目的に賛同すること。
 - (2) この法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
 - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
 - (4) 正会員については、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町（以下「15市町」という。）のいずれかに事業所を有する団体又は法人、又は15市町のいずれかで事業又は活動を行っている団体又は法人であること。
- 3 入会の許否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。
- 4 入会の許否を決定した場合は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(改廃)

第4条 この規程は、定款第13条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月24日から施行する。